


所管部課	福祉部	みのり福祉園	部長	吉沢寿子	
件名	東大和市立みのり福祉園条例を廃止する条例について				
			区分	<input type="radio"/> 1 審議事項	<input type="radio"/> 2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市立みのり福祉園条例施行規則・東大和市非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例・東大和市組織規則 他13件			
	部課機関	福祉部みのり福祉園・総務部職員課・企画財政部企画課 他4課			
1. 要旨					
(1) 理由 平成28年10月に東大和市総合福祉センターは〜とふるが開設されることから、平成28年9月30日をもって東大和市立みのり福祉園が廃園となるため。					
(2) 内容 東大和市立みのり福祉園条例(昭和59年条例第10号)は、廃止する。 附則に、この条例の廃止前に、この事業を利用した者に係る使用料等について規定する。					
(3) 施行日 平成28年10月1日から施行する。					
(4) 影響及び効果 みのり福祉園は廃園となるが、引き続き東大和市総合福祉センターは〜とふるに事業が移行され、より充実した事業を実施することができるため、市民の利便性が向上する。					
2. 経過(現時点に至るまでの経過) 平成28年7月22日 文書課事前審査済み。					
3. 留意事項(問題点等)					
4. 主管部処理案(検討結果等) 上記の条例を廃止する議案を平成28年第3回市議会定例会に提案したい。					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。